



【南九州市マイホーム取得支援補助金】 新築・中古住宅を購入される方へ



南九州市では、定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、市内において住宅を取得される方に対して補助金を交付しています。

補助金額

補助金額は、下記の表に示す金額の合計となります。

		新築（建売）	中古住宅※1
補助金額		R8～変更	300,000円
加算額	市内建築業者	200,000円	—
	子育て世帯※2 こどもの数：申請日時点に有する人数で算出します	R8～変更 こども 1人あたり	100,000円
	・市の分譲団地 ・市長が指定した市有地の購入者	土地売買契約代金の1割	—
	20メートルを超える給水管引込工事	300,000円（工事費用の1/2上限）	

【制度変更のお知らせ】

- 令和8年度から、補助金制度の一部が変更となりました。
- 令和8年4月1日以前に所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した住宅は、従前の例により補助金を交付します。

※1 中古住宅：購入金額200万円以上の住宅（土地代を除く）

※2 子育て世帯：こども（義務教育を修了するまでのこども）を有し、生計を一にする世帯

補助金交付の例

例1：市の分譲団地に新築した場合
（土地取得経費210万円）

A 定 額 = 30万円

B 加算額 = 土地売買契約代金(210万円)の1割
=21万円

補助金交付額(A+B) = 51万円

例2：子育て世帯（3人）が中古住宅を取得した場合
（中古住宅取得経費430万円（土地代を除く））

A 定 額 = 30万円 ※購入金額が200万円以上のため、交付対象

B 加算額 = 子育て世帯（3人）×10万円
=30万円

補助金交付額(A+B) = 60万円

申請受付期間は、「住宅及び土地の所有権保存登記」又は「所有権移転登記を完了した日」から **1年以内**です。

注意事項

(補助金交付の対象外になる場合もありますので、まずは市の担当窓口にご相談ください)

- この補助金は、令和5年4月1日以降に、所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した住宅を所有されている方が交付の対象となります。
- 親子間売買（申請者本人又は配偶者とその父母との売買契約）で取得した物件は、対象になりません。
- 既に持ち家がある方は、対象になりません。
- 補助金の交付を受けた後、5年以内に転居された場合は、補助金の返還義務が生じますので、予めご了承ください。
- 自治会への加入と自治会活動への協力をお願いします。
- 住宅の移転補償等の対象となった住宅の代替えとする方は対象になりません。

提出書類

交付申請 (申請者→市)

住宅及び土地の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日から1年以内に、「マイホーム取得支援補助金交付申請書（第1号様式）」に下記の書類を添えて、企画課または各支所地域振興係へ提出してください。

(添付書類)

- (1) 工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (2) 土地売買契約書の写し
- (3) 住宅取得経費及び土地購入費並びに給水管布設工事の領収書の写し ※通帳の写しでも可
- (4) 建物及び土地の全部事項証明書
- (5) 住宅の全景写真
- (6) 世帯全員の住民票（続柄入り）
- (7) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (8) その他市長が必要と認める書類

交付決定及び額の確定 (市→申請者)

申請書類を審査し適当と認めた場合、補助金の交付決定及び額の確定を行います。

「マイホーム取得支援補助金交付決定通知書及び額の確定（却下）通知書（第3号様式）」により、申請者に通知します。

補助金の請求 (申請者→市)

「請求書（第3号様式）」に、口座情報を記入し、企画課または各支所地域振興係へ提出してください。

入金 (市→申請者)

請求書を確認し、指定の口座へ補助金を入金します。



詳細はこちら